

令和 7 年 4 月 18 日
(2025 年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者 様
市内指定介護予防支援事業所 管理者 様
市内指定予防専門型訪問サービス事業所 管理者 様
市内指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者 様
市内指定予防専門型通所サービス事業所 管理者 様

西宮市高齢介護課長

総合事業におけるサービスコードの改定について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市においては、令和 7 年 4 月 1 日より、介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業において、報酬改定を行います。これに伴い、サービスコードを改定しましたので、お知らせします。

サービスコードの改定に伴い、サービスコードマスタを更新しておりますので、本市ホームページよりダウンロードをして、取り込んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 改定内容

- (1) 「介護職員等処遇改善加算Ⅴ」の削除（訪問型サービス・通所型サービス）
- (2) 「業務継続計画未策定減算」の追加（訪問型サービス）

2. サービスコードマスタの取り込み方法

本市ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/jigyo-kaigoyobo.html>

以 上

<お問合せ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
西宮市 高齢介護課 給付・適正化チーム
電 話：0798-35-3048